

# 令和7年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務 - 追加資料 -

---

令和7年1月28日 横浜市政策経営局共創推進室共創推進課

# 1. 「公民共創の推進」にかかる予算額について

「令和7年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務委託」業務説明書(仕様書)(10その他(3))について、令和7年度横浜市予算案が公表されましたので、次のとおり公示します。

・予算額:20,000千円(「公民共創の推進」)／成果報酬の上限金額:8,000千円

## <注意事項>

- ・業務説明書(仕様書)の「10 その他(6)」にも記載のとおり、本業務は、業務の性質に照らし、複数の受託者と契約する場合があります(3社まで)。
- ・その場合、業務の履行に関する委託者からの指示や協議依頼に応じていただくことが必要です。
- ・本予算は、令和7年度横浜市予算案が、横浜市会において議決されることを停止条件としています。

## 2. 本業務にかかる注意事項について

業務説明書(仕様書)の「10 その他(5)」(※) について、委託者の考え方を提示します。

<※受託者は、寄附を行うことの代償として寄附見込企業に経済的利益を供与するなど、本契約の趣旨に反し又は不正の目的をもって、寄附見込企業の紹介行為を行ってはならない。>

●受託者(法人・団体等)の顧客や賛助会員等に対し、本業務において、本市(「公民共創の推進」)への企業版ふるさと納税(寄附)を呼びかけること、寄附が実施された際の成果報酬を受け取ることは、問題ないものと考えます。

●受託者が、本業務において、自らと資本関係を持つグループ企業や、(受託者が)共同事業体等の場合はその構成企業(及びそのグループ企業)に対して寄附を呼びかけ、寄附が実施された際の成果報酬を受け取ることはできません。ただし、本業務の対象外として、本市(「公民共創の推進」)に寄附を行うことは可能です。

⇒次ページにイメージ図

●本業務を再委託する場合に、再委託先となる企業が本市(「公民共創の推進」)に寄附を行うような状況が生じた場合には、本業務の対象外として寄附を行うことは可能です。

●その他疑義が生じるような状況が生じた場合には、その都度、委託者から指示等を行います。

# イメージ図(本業務における注意点について)

